



2011年2月2日  
ユニゾン・キャピタル株式会社

エノテカ株式会社に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

本日、当社がアドバイザー等を務める投資ファンド（Unison Capital Partners III, L.P.等）が出資するユニゾン・バックス投資事業組合等（以下「ユニゾン」）は、H.C.B.C. Enterprises Limited（以下「H.C.B.C.」）と共同で、バックス株式会社（以下「バックス」）を通じ、エノテカ株式会社（以下「エノテカ」、東証第二部 証券コード 3049）が発行する普通株式及び新株予約権の全てを対象として公開買付けを実施することを決定致しましたので、お知らせいたします。

エノテカは、ワインの輸入、ショップ営業、卸し営業および通販サービスを手掛けるワイン事業専門商社です。「For All Wine Lovers」を経営理念として掲げ、特にフランス・ボルドー産ワインを中心に、世界各地からの優れた輸入ワインの品揃えを強みとして事業を拡大し、エノテカブランドを構築してきました。近年ではアジアでの事業拡大を進め、香港、シンガポール、上海において営業を行っています。

ユニゾンは、エノテカがその独自のビジネスモデルによって創業以来築き上げたワイン専門商社としての実績及び知見を高く評価しております。今後は、国内・海外、卸し・小売の各事業において、あらゆる側面から、経営基盤の強化、企業価値・株主価値の向上を目指し、最大限の支援を行っていく所存です。

その具体的な内容、本公開買付けの価格等の条件につきましては、本日バックスが発表した「エノテカ株式会社株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

本件に関するお問い合わせ先

広報担当 電話：03-3511-3900 mail：[pr@unisoncap.com](mailto:pr@unisoncap.com)

本書面に含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第3項及び同施行令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、バックスによる「エノテカ株式会社株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の公開から12時間を経過するまでは、エノテカ株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。

平成 23 年 2 月 2 日

各 位

会 社 名 バッカス株式会社  
代表者名 代表取締役 林 竜也

## エノテカ株式会社株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

バックス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、下記のとおり、エノテカ株式会社（東証第二部：3049、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

## 記

### 1. 買付け等の目的

#### (1) 公開買付者の概要

公開買付者は、本日現在、ユニゾン・キャピタル・グループに属する投資ファンドが出資するユニゾン・バックス投資事業組合、Unison Bacchus (F), L.P.、Unison Bacchus (A), L.P.及び Unison Bacchus (B), L.P.（以下、総称して「本ファンド」といいます。）及び対象者の取締役であるジョージ・ジョセフ・ホー氏（以下「ホー氏」といいます。）がマネージング・ディレクター（日本の社長に相当します。）を務める H.C.B.C. Enterprises Limited（以下「H.C.B.C.」）といっています。）がその発行済株式の全てを保有している株式会社であり、対象者の株券等を取得及び保有し、対象者の事業を支配及び管理することを主たる目的として設立された会社です。

ユニゾン・キャピタル・グループは、日本におけるプライベート・エクイティ投資のパイオニアです。1998 年の設立以来、一貫して投資先企業の価値を長期的に高めるための戦略を立案、その実行を強力にサポートしてきました。これまでに 15 件、企業価値ベース累計で合計約 7,000 億円に上る投資を実行した実績があります。1 号ファンド（1999 年～2007 年）、2 号ファンド（2004 年～）、2 号共同投資ファンド（2007 年～）に加え、新たに約 1,400 億円の運用資金を擁する 3 号ファンド（2008 年～）が組成され、投資活動を行っています。ユニゾン・キャピタル・グループは、対象者と同様に消費者向けの事業を営む企業に対する投資実績も多く、株式会社あきんどスシロー（回転すしチェーン）、クラシエホールディングス株式会社（旧カネボウ株式会社。トイレタリー・薬品・食品製造）、株式会社東ハト（菓子製造）、株式会社ドラッグ・イレブン（ドラッグストアチェーン）、株式会社メディアリーヴス（旧株式会社アスキー、株式会社エンターブレイン。PC/IT・コンピューターゲーム関連出版）、株式会社マインマート（酒販 FC チェーン）等に対する投資を行い、企業価値の最大化のための経営支援をハンズオンで行っております。また、ユニゾン・キャピタル・グループは、投資先の企業価値の向上を 3 年から 5 年程度を目処に実現した上で、海外市場での公開も含めた株式公開や、新たなパー

トナーとなりうる戦略的投資家への譲渡により、投資先のさらにその次にある成長ステージへの移行を実現することを企図しております。

H.C.B.C.は、香港法に基づき設立された会社であり、自ら及びその子会社により、日本、オーストラリア、ベトナム、台湾、インドネシア、フィリピンといった海外において投資を行ってきました。近年は、主に香港及び日本の投資先企業に対して投資事業を行っております。

本日現在、H.C.B.C.は、対象者の普通株式を10,636株（所有割合（対象者の第23期第2四半期報告書（平成22年11月15日提出）に記載された平成22年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（50,446株）に、上記第23期第2四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在の対象者の平成16年6月28日開催の第16期定時株主総会及び平成16年12月13日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「平成16年新株予約権」といいます。）並びに対象者の平成18年1月26日開催の臨時株主総会及び平成18年3月14日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「平成18年新株予約権」といい、平成16年新株予約権及び平成18年新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）（141個）の目的である普通株式の数（1,410株）を加えた数（51,856株）に占める、保有する対象者の普通株式の数に、保有する本新株予約権の目的である普通株式の数を加えた数の割合をいい、以下同じとします。）20.51%（小数点以下第三位を四捨五入）を保有しております（なお、H.C.B.C.は、公開買付者との間でその保有する対象者の普通株式の全てを本公開買付けに応募することを合意しております。合意の概要については、下記「（4）本公開買付けに関する合意等」をご参照下さい。）。

今般、公開買付者は、対象者の普通株式の非公開化を行うため、対象者の発行済普通株式及び本新株予約権の全てを取得することを目的として、本公開買付けを実施いたします。

## （2） 本公開買付けの概要

本公開買付けは、マネジメント・バイアウト（MBO）（公開買付者が対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行う者であって対象者の当該役員と利益を共通にする者である取引をいいます。）のための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、公開買付者が、対象者の取締役会の賛同のもと、友好的に対象者の普通株式及び本新株予約権を取得するため、実施するものです。

ユニゾン・キャピタル・グループは、下記「（3）本公開買付けを実施する背景及び理由並びに本公開買付け後の経営方針」のとおり、対象者の代表取締役社長である廣瀬恭久氏（以下「廣瀬氏」といいます。）との間で、対象者を今後中長期的に成長させていくという観点から、対象者の事業戦略や資本政策等についての協議・検討を行ってまいりました。かかる協議・検討の結果等を踏まえ、ユニゾン・キャピタル・グループは、対象者が長期的な競争力を強化し持続的な成長を達成させるためには、次世代も見据えた経営組織の強化、より迅速かつ機動的な意思決定を可能とする経営体制への転換、国内及び海外における店舗展開や事業拡充のための積極的な投資の実行などが必要であり、そのためには、下記「（3）本公開買付けを実施する背景及び目的並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、本公開買付けを通じて対象者の普通株式を非公開化した上で、重要課題に機動的かつ柔軟に対処していくことが最善であると判断し、対象者の取締役であるホー氏との間で協議の上、ホー氏がマネージング・ディレクターを務め、対象者の大株主でもあるH.C.B.C.と共同して、本取引を実施することといたしました。

本公開買付けは、本取引の一環として、対象者の普通株式及び本新株予約権の全てを取得することを目的として実施されます。本公開買付けにおける対象者の普通株式1株当たりの買付価格は金120,000円、また、平成16年新株予約権1個当たりの買付価格は金1,025,000円、平成18年新株予約権1個当たりの買付価格は金720,000円です（算定の基礎等の詳細につきましては、下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」をご参照ください。）。また、本公開買付けは、対象者の第23期第2四半期報告書（平成22年11月15日提出）に記載された平成22年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（50,446株）に、上記第23期第2四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在の本新株予約権（141個）の目的である普通株式の数（1,410株。なお、これらの新株予約権については、新株予約権の数1個につきその目的となる普通株式の数を10株として換算しております。以下同じとします。）を加えた数（51,856株）に、3分の2を乗じた株式数（34,571株（小数点以下第一位を切り上げ））を買付予定数の下限として設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

公開買付者は、本公開買付けに関し、平成23年2月2日付で廣瀬氏との間で公開買付応募契約（以下「公開買付応募契約」といいます。）を締結し、公開買付応募契約に基づき、廣瀬氏が、その保有する対象者の普通株式（14,060株）（所有割合27.11%（小数点以下第三位を四捨五入））の全てを本公開買付けに応募すること等について合意しております。また、公開買付者は、廣瀬氏に本公開買付け後も対象者の代表取締役としての職務を遂行して頂くことを予定しています。

また、公開買付者は、H.C.B.C.との間で、平成23年2月1日付でTender Offer Agreement（以下「Tender Offer Agreement」といいます。）を締結し、Tender Offer Agreementに基づき、H.C.B.C.が、その保有する対象者の普通株式10,636株（所有割合20.51%（小数点以下第三位を四捨五入））の全てを本公開買付けに応募すること等について合意しております。さらに、本ファンドは、H.C.B.C.との間で、平成23年2月1日付でShareholders Agreement（以下「Shareholders Agreement」といいます。）を締結し、本ファンド及びH.C.B.C.が公開買付者に対し本公開買付けに要する資金に充当する資金の融資を行うこと、Tender Offer Agreementに従いH.C.B.C.がその保有する対象者の普通株式を本公開買付けに応募しない場合やH.C.B.C.が本公開買付けに要する資金の一定額を公開買付者に融資しない場合等は、本ファンドがH.C.B.C.の保有する公開買付者の株式の全てを取得することができること、公開買付者の支配・管理や公開買付者・対象者の事業の支配・管理（香港等の東アジアにおける対象者のビジネスの展開等について、H.C.B.C.が本ファンドを支援するよう合理的に努めることを含みます。）及びH.C.B.C.が公開買付者の一定の株式数を保有していることを条件にH.C.B.C.が公開買付者・対象者に対して香港市場に関する助言等を提供するよう合理的に努めること、H.C.B.C.が公開買付者の一定の株式数を保有していることを条件に公開買付者の取締役1名の指名権を有すること、H.C.B.C.が公開買付者の一定の株式数を保有していることを条件に本ファンドが公開買付者又は対象者をして一定の重要な事項をH.C.B.C.の同意なく行わせないこと、公開買付者がH.C.B.C.が同意しないにもかかわらず一定の割合のその株式等の発行等をすることを決定した場合にH.C.B.C.が本ファンドに対してその保有する公開買付者の株式を公

正価額で買い取ることを請求することができること、本ファンドが公開買付者株式を譲渡する一定の場合において、H.C.B.C.が本ファンドに対して売却参加請求権を有すること、本ファンドがH.C.B.C.に対して共同売却請求権を有すること、かかる共同売却請求権が行使された一定の場合にH.C.B.C.が先買権を有すること等について合意しています。

公開買付者又は本ファンドと廣瀬氏又はH.C.B.C.との間の本公開買付けに関する合意の詳細については、下記「(4) 本公開買付けに関する合意等」をご参照ください。

公開買付者は、本公開買付けの決済に先立って、本ファンド及びH.C.B.C.から最大で合計6,700,000,000円の融資を受け、当該融資金をもって、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けの決済を行うことを予定しております。公開買付者は、現時点において、当該融資金を被担保債権として対象者の保有する資産に担保権を設定することは予定しておりません。

公開買付者は、本公開買付けによって対象者の発行済普通株式及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付け後に、公開買付者が対象者の発行済株式の全てを取得することとなるように一連の取引（詳細は、下記「(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載のとおりです。）を本取引の一環として実施する予定です。また、公開買付者は、本取引により対象者の発行済株式の全てを取得した後、対象者と合併（以下「本合併」といいます。）する可能性があります。

なお、対象者公表の平成23年2月2日付「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、対象者を取り巻く事業環境及び対象者が直面する経営課題等を踏まえると、ユニゾン・キャピタル・グループの有する国内外の広範囲なネットワークや多店舗オペレーション等の事業展開に関するノウハウを活かした組織体制の強化や先進的な多店舗オペレーション手法の導入による出店の加速、グローバルネットワークを活かした海外における出店も含む事業展開の推進等の対象者の中長期的な企業価値の向上に向けられた経営施策について、一般株主の皆様にはリスクの負担が及ぶことを回避しつつ、実施していくことが、対象者の中長期的かつ持続的な企業価値の向上の達成につながるものであり、対象者として最善の選択肢であると判断できるとともに、本買付価格（以下に定義されます。）及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主及び本新株予約権の保有者の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主及び本新株予約権の保有者の皆様に対して直近の一定期間の平均株価に対して相当程度高いプレミアムが付与された価格により株式及び新株予約権売却の合理的な機会を提供するものであると判断し、平成23年2月2日開催の対象者の取締役会において、審議及び決議に参加した、ホー氏及び廣瀬氏を除く対象者の取締役4名全員の一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主及び本新株予約権の保有者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

### (3) 本公開買付けを実施する背景及び目的並びに本公開買付け後の経営方針

対象者によれば、対象者は、昭和63年8月に設立され、「For All Wine Lovers」の経営理念のもと、ワインの輸入、ショップ営業、卸し営業及び通信販売サービスを中心とし、ワインに特化した事業を営んできました。対象者によれば、対象者は、出店する地域・場所を厳選し、

卸し営業先や通信販売にそれぞれ対応した商品の開発・選定を行うなど、「ワインのエノテカ」というブランド力を向上させる営業展開を行うことにより、市場から高い評価（付加価値）を獲得することを全社戦略としており、これまで、特にフランス・ボルドー産ワインを中心に、イタリア、スペイン、ポルトガルに加え、いわゆるニューワールドと称されるチリ、ニュージーランド、アメリカ、アルゼンチン、南アフリカ等のワインを含めた輸入ワインの品揃えを強みとして、大都市圏を中心に事業を全国に展開してきました。また、対象者によれば、対象者は、フランス・ボルドー産ワインをプリムール（フランス・ボルドー産ワイン独特の先売り制度であり、収穫されたブドウの樽熟成中に販売が開始され、順次樽からボトル詰めされたボトルの引渡しを受ける販売形態を指します。）で購入し、エイジング（長期間保存）することにより仕入れ価格の優位性を大きくするプリムール販売をひとつのビジネスモデルとして育成するなど、事業領域の拡大を進めるとともに、平成 17 年にはフランスの著名レストランとのタイアップによるレ・カーヴ・タイユヴァン店舗をオープン、平成 19 年には小型店舗であるエノテカ 375&シャンパーニュ店舗をオープンするなど、新規店舗業態の開発も積極的に行ってきました。

対象者によれば、対象者は、このような事業の拡大を背景に、平成 18 年に株式会社大阪証券取引所ヘラクレス（現 JASDAQ）への上場を、平成 20 年には更なる飛躍を目指して株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部への市場変更を果たしました。対象者によれば、対象者は、その後、香港において順次店舗をオープンしてショップ営業を展開するほか、シンガポールにおいて卸し営業を、また、上海に現地法人を設立してショップ営業を開始するなど、アジア各国へも進出しています。対象者は、平成 23 年 1 月時点において国内で 34 店舗、海外二カ国において 5 店舗の店舗運営を行うに至っており、今後更なる店舗数の拡大を企図しております。

他方で、対象者によれば、対象者を取り巻く事業環境は、昨今大きく変化してきており、それに伴い経営の難易度も大幅に高まっているとのことです。即ち、国内においては、ワインの平均購買単価が下落していること等に加え、中国における高級ワインの消費量の急激な増加によって対象者が強みとするフランス・ボルドー産ワインの仕入れ価格が急騰し、消費者のボルドー産ワインの消費量の頭打ちの要因となっております。一方、アジア、特に中国においては、ワインの消費量が急速に増加してきております。かかる事業環境に鑑み、対象者は、対象者が強みとしているボルドー産ワインによる顧客訴求だけではなく、消費者の嗜好の変化に積極的に対応した店舗運営、卸営業及び通信販売を行っていく必要があると同時に、これまでは国内での事業を中心に成長を実現してきましたが、今後は海外における成長機会を積極的に取り込んでいく必要があるとのことです。また、今後更なる拡大が企図される国内外全ての店舗及び事業所において、国や地域ごとの嗜好に合わせた品揃えを確保しながら均一に高いサービスの提供を行えるような経営体制の構築が求められているとのことです。

そのような環境下にあつて、対象者は、今後対象者が中長期的に企業価値を向上させていくためには、現在までに対象者が独自に築きあげたワイン商としての強みを維持・強化しつつも、次世代も見据えた経営組織の強化、より迅速かつ機動的な意思決定を可能とする経営体制への転換、国内及び海外における店舗展開や事業拡充のための積極的な投資の実行により企業体としての成長を図っていく必要があると考えているとのことです。

かかる折、ユニゾン・キャピタル・グループは、平成 22 年 10 月中旬頃に廣瀬氏と、対象者の事業の将来について協議する機会を得、以降、対象者を今後中長期的に成長させていくという観点から、対象者の事業戦略や資本政策についての協議・検討を行いました。かかる協議・検討の結果を踏まえ、ユニゾン・キャピタル・グループは、対象者が独自に築きあげたワイン商としての強みを維持・強化しつつ、次世代も見据えた経営組織の強化、及び迅速かつ機動的な意思決定を可能とする経営体制の構築に関するサポートが可能であり、ユニゾン・キャピタル・グループの消費者向けの事業を営む企業の成長サポートを通じて蓄積してきた、国内外の広範囲なネットワークや多店舗オペレーション等の事業展開に関するノウハウを活かし、組織体制の強化や先進的な多店舗オペレーション手法の導入による出店の加速、グローバルネットワークを活かした海外における出店も含む事業展開の推進等を行うことにより、対象者の経営理念である「For All Wine Lovers」をより高い次元で実現することが可能であると考えに至りました。一方で、上記を含む、対象者が長期的な競争力を強化し持続的な成長を達成させるための諸施策の実行のためには相応の時間とコストが必要であるとともに、当該施策は必ずしも当初の予定通りに収益に寄与するとは限らずリスクを伴うものであり、短期的に収益の変動性が高まり、業績に悪影響を与える懸念があるほか、このような事業戦略や施策の実行は結果を予測しにくく、経営環境の変化や個々の施策の成否を踏まえてより機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制の構築が必要となります。

以上の事情等を踏まえ、ユニゾン・キャピタル・グループは、対象者の一般株主の皆様を経営改革に伴い発生するリスクの負担が及ぶことを回避しつつ、対象者が長期的に付加価値を生み続ける会社への変革を成し遂げるために、本公開買付けを通じて対象者の普通株式の非公開化を行うことにより、上場維持に伴うコストを削減すると同時に、短期的な業績の変化に左右されることなく、対象者の経営陣及び従業員が一丸となって変革に取り組む体制を構築し、経営の変革を遂行していくことが、最も有力な手段であるという結論に至り、平成 22 年 11 月末頃、廣瀬氏に対して本取引を提案いたしました。その後も、ユニゾン・キャピタル・グループは、廣瀬氏との間で、対象者の企業価値向上策や本取引の条件等について協議を重ね、平成 22 年 12 月中旬頃、本取引を実施する方向性について基本的な了解を得るに至りました。

また、ユニゾン・キャピタル・グループは、平成 22 年 12 月中旬頃より、ホー氏との間でも対象者の企業価値向上策や本取引について協議を開始し、その後の協議を経て、平成 22 年 12 月下旬頃、本件取引を実施する方向性について基本的な了解を得ました。その後、ユニゾン・キャピタル・グループは、ホー氏及び H.C.B.C.との間で本取引に関して協議を継続し、H.C.B.C.が有するワインに対する知見及び香港等の東アジアに対するネットワークを活かすことが、対象者の中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、H.C.B.C.と共同して本取引を実施することにいたしました。

上記廣瀬氏及びホー氏との本取引の基本合意を受け、ユニゾン・キャピタル・グループは、平成 23 年 1 月 5 日、対象者に対して本取引の提案を行い、その後、対象者が本取引の検討に際して設置した第三者委員会との間で、本取引の実施の是非及び条件等について協議・交渉を重ねました。かかる協議・交渉の結果を踏まえ、公開買付者は、平成 23 年 2 月 2 日、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

他方、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、上記を踏まえた公開買付者からの平成 23 年 1 月 5 日付の本取引に関する提案を受け、リーガル・アドバイザーである西村

あさひ法律事務所（以下「西村あさひ」といいます。）から受けた法的助言及び第三者算定機関であるアーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社（以下「アーンストアンドヤング」といいます。）から取得した株式価値算定書（以下「対象者算定書」といいます。）の内容を踏まえつつ、平成23年1月6日に本取引の提案を検討するために対象者の取締役会の諮問機関として設置された第三者委員会からの答申の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことです。その結果、対象者の取締役会は、上記のような対象者を取り巻く事業環境及び対象者が直面する経営課題等を踏まえると、ユニゾン・キャピタル・グループの有する国内外の広範囲なネットワークや多店舗オペレーション等の事業展開に関するノウハウを活かした組織体制の強化や先進的な多店舗オペレーション手法の導入による出店の加速、グローバルネットワークを活かした海外における出店も含む事業展開の推進等の対象者の中長期的な企業価値の向上に向けられた経営施策について、一般株主の皆様にはリスクの負担が及ぶことを回避しつつ実施していくことが、対象者の中長期的かつ持続的な企業価値の向上の達成につながるものであり、対象者として最善の選択肢であると判断できるとともに、本公開買付けにおける対象者の普通株式及び本新株予約権の買付価格（以下、総称して「本買付価格」といいます。）及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主及び本新株予約権の保有者の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主及び本新株予約権の保有者の皆様に対して直近の一定期間の平均株価に対して相当程度高いプレミアムが付与された価格により株式及び新株予約権売却の合理的な機会を提供するものであると判断し、平成23年2月2日開催の対象者の取締役会において、審議及び決議に参加した、ホー氏及び廣瀬氏を除く対象者の取締役4名全員の一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主及び本新株予約権の保有者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。なお、対象者の代表取締役社長である廣瀬氏及び対象者の取締役であるホー氏は、特別利害関係人として、上記取締役会を含む対象者の取締役会における全ての本公開買付けに係る議案の審議及び決議には参加していないとのことです（詳細は、下記「(5) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 利害関係を有しない対象者の取締役及び監査役全員の承認」をご参照ください。）。

公開買付者は、本公開買付けを通じて対象者の普通株式の非公開化を行うことにより、中長期的な企業価値の向上を第一の目的とした経営環境を確保し、厳しい市場環境の中における対象者の更なる成長を目指します。

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、対象者の経営の執行と監督の分離を進め、公開買付者が指定する者が対象者の取締役の過半数を占めることとなるよう、対象者に対し、本公開買付けの決済完了後最初に開催される株主総会において、かかる目的に沿う取締役選任議案を上程すること等を要請する予定です。一方、執行については原則として現執行体制を執行役員制度に移行した体制が担うことを想定しております。なお、本公開買付け後の対象者の従業員の雇用に関しては、原則として現状どおりの雇用を維持することを予定しております。また、下記「(4) 本公開買付けに関する合意等」に記載のとおり、公開買付者は、廣瀬氏に本公開買付け後も対象者の代表取締役としての職務を遂行して頂くことを予定しています。

(4) 本公開買付けに関する合意等

① 公開買付者と廣瀬氏との合意等

公開買付者は、本公開買付けに関連して廣瀬氏との間で概ね以下のとおり合意するとともに、廣瀬氏について概ね以下のような取扱いをする予定を有しております。

(a) 公開買付応募契約

公開買付者は、廣瀬氏との間で、公開買付応募契約において、廣瀬氏が、その保有する対象者の普通株式 14,060 株（所有割合 27.11%（小数点以下第三位を四捨五入））の全てを本公開買付けに応募することについて合意しております。また、公開買付応募契約において、廣瀬氏は、廣瀬氏が公開買付応募契約の締結日以降に開催される対象者の株主総会において議決権を有するときは、当該株主総会において、公開買付者の意向に従って当該議決権を行使すること（本公開買付けが撤回された場合又は不成立となった場合を除きます。）を合意しております。

なお、廣瀬氏は、公開買付者に公開買付応募契約に規定される表明及び保証（注 1）の重大な違反が存在する場合又は公開買付者に公開買付応募契約に規定される重大な義務（秘密保持義務及び契約上の地位の譲渡の禁止等）の違反が存在する場合には、公開買付応募契約を解除することができますが、かかる場合であっても、廣瀬氏はその任意の裁量により本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておられません。

公開買付者は、廣瀬氏に公開買付応募契約に規定される表明及び保証（注 2）の重大な違反が存在する場合又は廣瀬氏に公開買付応募契約に規定される重大な義務（所有する対象者普通株式全ての本公開買付けへの応募義務、本取引の円滑な実現のための協力義務、公開買付応募契約の締結日以降に開催される対象者の株主総会における公開買付者の意向に従った議決権行使義務、秘密保持義務及び契約上の地位の譲渡の禁止等）の違反が存在する場合には、公開買付応募契約を解除できますが、かかる場合であっても、廣瀬氏はその任意の裁量により本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておられません。

(注 1) 公開買付応募契約においては、公開買付者の表明保証事項として、公開買付者の存続及び権限、公開買付応募契約の締結及び履行に必要な権限及び権能並びに法令等により必要な手続の履践、公開買付応募契約の法的拘束力及び強制執行可能性、公開買付応募契約の締結及び履行に必要な許認可等の取得、公開買付応募契約の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、反社会的勢力との関係の不存在に関する事項等が規定されています。

(注 2) 公開買付応募契約においては、廣瀬氏の表明保証事項として、廣瀬氏の公開買付応募契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力、公開買付応募契約の法的拘束力及び強制執行可能性、公開買付応募契約の締結及び履行に必要な許認可等の取得、公開買付応募契約の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、反社会的勢力との関係の不存在、対象者の普通株式の所有及び負担等の不存在に関する事項等が規定されています。

(b) その他

公開買付者は、対象者において廣瀬氏の果たしている役割、対象者の事業における廣瀬氏の重要性等を総合的に勘案し、廣瀬氏に本公開買付け後も対象者の代表取締役としての職務を遂行して頂くことを予定しています。また、公開買付者は、本公開買付け後、対象者の役職員（廣瀬氏を含みます。）を対象とする新株予約権等を利用したインセンティブ・プランを導入することについての検討を行うことを予定しております。

② 公開買付者及び本ファンドと H.C.B.C.の間の合意

公開買付者及び本ファンドは、H.C.B.C.との間で、本公開買付けに関連してそれぞれ概ね以下のとおり合意しております。

(a) 本公開買付けへの応募に関する合意（Tender Offer Agreement）

公開買付者は、H.C.B.C.との間で、Tender Offer Agreement において、H.C.B.C.が、その保有する対象者の普通株式 10,636 株（所有割合 20.51%（小数点以下第三位を四捨五入））の全てを本公開買付けに応募することについて合意しております。また、Tender Offer Agreement において、H.C.B.C.は、H.C.B.C.が Tender Offer Agreement の締結日以降に開催される対象者の株主総会において議決権を有するときは、当該株主総会において、公開買付者の指示に従って当該議決権を行使すること（本公開買付けが撤回された場合又は不成立となった場合を除きます。）を合意しております。

なお、H.C.B.C.は、公開買付者に Tender Offer Agreement に規定される表明及び保証（注 3）の重大な違反がある場合又は Tender Offer Agreement に規定される重大な義務（秘密保持義務及び契約上の地位の譲渡の禁止等）の違反が存する場合には、Tender Offer Agreement を解除することができますが、かかる場合であっても、H.C.B.C.が自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておられません。また、公開買付者は、H.C.B.C.に Tender Offer Agreement に規定される表明及び保証（注 4）の重大な違反がある場合又は Tender Offer Agreement に規定される重大な義務（所有する対象者普通株式全ての本公開買付けへの応募義務、本公開買付けに関する合理的な協力義務、対象者に関して通常の業務の範囲内で業務の執行を行わせる努力義務、秘密保持義務及び契約上の地位の譲渡の禁止等）の違反が存する場合には、Tender Offer Agreement を解除することができますが、かかる場合であっても、H.C.B.C.が自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておられません。

（注 3） Tender Offer Agreement においては、公開買付者の表明保証事項として、公開買付者の存続及び権限、Tender Offer Agreement の締結及び履行に必要な権限、Tender Offer Agreement の法的拘束力及び強制執行可能性、Tender Offer Agreement の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、Tender Offer Agreement の締結及び履行に必要な許認可等の不存在に関する事項等が規定されています。

（注 4） Tender Offer Agreement においては、H.C.B.C.の表明保証事項として、H.C.B.C.の存続及び権限、Tender Offer Agreement の締結及び履行に必要な権限、Tender Offer Agreement の法的拘束力及び強制執行可能性、Tender Offer Agreement の締結及び履行の法令との抵触の不存在、Tender Offer Agreement の締結及び履行に必

要な許認可等の不存在、対象者の普通株式の所有及び負担等の不存在等が規定されています。

(b) 公開買付者の株式等に関する合意 (Shareholders Agreement)

本ファンドは、H.C.B.C.との間で、Shareholders Agreement を締結しております。Shareholders Agreement においては、(i)本ファンド及びH.C.B.C.が公開買付者に対し本公開買付けに要する資金に充当する資金の融資を行うこと、(ii)Tender Offer Agreement に従いH.C.B.C.がその保有する対象者の普通株式を本公開買付けに応募しない場合やH.C.B.C.が本公開買付けに要する資金の一定額を公開買付者に融資しない場合等は、本ファンドがH.C.B.C.の保有する公開買付者の株式の全てを取得することができること、(iii)H.C.B.C.が公開買付者の支配・管理や公開買付者・対象者の事業の支配・管理（香港その他の東アジアにおける対象者のビジネスの展開等について、H.C.B.C.が本ファンドを支援するよう合理的に努めることを含みます。）及びH.C.B.C.が公開買付者の一定の株式数を保有していることを条件にH.C.B.C.が公開買付者・対象者に対して香港市場に関する助言等を提供するよう合理的に努めること、(iv)H.C.B.C.が公開買付者の一定の株式数を保有していることを条件に公開買付者の取締役1名の指名権を有すること、(v)H.C.B.C.が公開買付者の一定の株式数を保有していることを条件に本ファンドが公開買付者又は対象者をして一定の重要な事項をH.C.B.C.の同意なく行わせること、(vi)公開買付者がH.C.B.C.が同意しないにもかかわらず一定の割合のその株式等の発行等をすることを決定した場合にH.C.B.C.が本ファンドに対してその保有する公開買付者の株式を公正価額で買い取ることを請求することができること、(vii)本ファンドが公開買付者株式を譲渡する一定の場合において、H.C.B.C.が本ファンドに対して売却参加請求権を有すること、本ファンドがH.C.B.C.に対して共同売却請求権を有すること、かかる共同売却請求権が行使された一定の場合にH.C.B.C.が先買権を有すること等について合意しております。

(5) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがMBOのための本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存しうること等を認識しており、本買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、主として以下のような本公開買付けを含む本取引の公正性を担保する措置を実施しました。なお、以下の記述中の対象者において実施した措置等については、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

① 公開買付者における買付価格の検討

公開買付者は、本買付価格を決定するに際し、東京証券取引所における対象者の普通株式の過去6ヶ月、平成23年1月21日における平成23年3月期業績予想修正以降及び直近の市場株価の推移、対象者が公表している財務情報、公開買付者において算出した対象者の将来のキャッシュ・フローの見込み並びに公開買付者において実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果を基礎とし、さらには過去1年間の公開買付けの事例におけるプレミアム水準、対象者の普通株式の過去1年間の価格別取引出来高等を総合的に勘案した上、対象者の大株主である廣瀬氏及びH.C.B.C.並びに対象者の取締役会が設置した第三者委員会との間でそれぞれ

れ複数回実施された協議・交渉の結果に基づき、本買付価格のうち、対象者の普通株式1株につき120,000円、平成16年新株予約権1個につき1,025,000円及び平成18年新株予約権1個につき720,000円とすることを決定しました。なお、公開買付者は、本買付価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得していません。

対象者の普通株式に係る本買付価格は、平成23年2月1日の東京証券取引所における対象者の普通株式の終値81,600円に対して47.1%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、平成23年2月1日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値71,385円（小数点以下を四捨五入）に対して68.1%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、過去3ヶ月間の終値の単純平均値63,230円（小数点以下を四捨五入）に対して89.8%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、過去6ヶ月間の終値の単純平均値61,926円（小数点以下を四捨五入）に対して93.8%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。なお、対象者の普通株式に係る本買付価格は、対象者が平成23年1月21日に「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表してから本日の前営業日である平成23年2月1日までの終値の単純平均値81,314円（小数点以下を四捨五入）に対して47.6%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額です。

また、本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、本新株予約権は、全て対象者の役員又は従業員に対するストックオプションとして発行されたものです。もっとも、本新株予約権は既に行使期間が開始しており、また、本日現在において、本新株予約権について、対象者の普通株式1株当たりの行使価額（平成16年新株予約権につき17,500円、平成18年新株予約権につき48,000円）が対象者の普通株式に係る買付価格である120,000円を下回っています。そこで、平成16年新株予約権に係る買付価格を、対象者の普通株式に係る買付価格120,000円と平成16年新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価格17,500円との差額である102,500円に、当該新株予約権1個に対し目的となる普通株式の数である10を乗じた金額である1,025,000円、平成18年新株予約権に係る買付価格を、対象者の普通株式に係る買付価格120,000円と平成18年新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価格48,000円との差額である72,000円に、当該新株予約権1個に対し目的となる普通株式の数である10を乗じた金額である720,000円と決定しています。

## ② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、公開買付者から提示された本買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、本取引に関し独立性を有する第三者算定機関であるアーンストアンドヤングに対象者の普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成23年2月1日付で対象者算定書を取得しているとのことです。

対象者プレスリリースによれば、アーンストアンドヤングは、対象者の普通株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の取締役（本取引について特別の利害関係を有する又は特別の利害関係を有するおそれがある廣瀬氏及びホー氏を除きます。）から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、対象者の株式価値を算定したとのことです。なお、対象者は、アーンストアンドヤングから本買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、アーンストアンドヤングは、複数の株式価値算定手法の中から対象者の普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定方法を検討の上、対象者が継続

企業であるとの前提のもと、対象者の普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて、対象者の普通株式の株式価値を算定したとのことです。アーンストアンドヤングが上記各手法を採用した理由及び当該各手法に基づき算定した対象者の普通株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりとのことです。なお、アーンストアンドヤングは、かかる算定にあたり、対象者が公表した平成23年1月21日付プレスリリース「業績予想の修正に関するお知らせ」記載の対象者の平成23年3月期の通期の業績予想の修正を勘案しているとのことです。

算定手法	1株当たり株式価値レンジ
市場株価法	67,775円から82,050円
DCF法	76,795円から113,318円

市場株価法は、対象者の普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値算定における客観的な算定手法であると考え、採用したとのことです。市場株価法では、最近における対象者の普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、算定基準日を平成23年2月1日として、平成23年1月21日の「業績予想の修正に関するお知らせ」発表の翌営業日以降算定基準日までの株価終値単純平均（82,050円）、平成22年12月13日の「平成23年3月期の月次実績（速報）に関するお知らせ（11月）」発表の翌営業日以降算定基準日までの株価終値単純平均（67,775円）に基づき、対象者の普通株式1株当たりの株式価値を67,775円～82,050円と分析しているとのことです。なお、「業績予想の修正に関するお知らせ」以降の期間に関しては、翌平成23年1月24日の終値（76,900円）が値幅制限に達しており、単純平均には含めていないとのことです。

DCF法は、企業の将来キャッシュ・フロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用したとのことです。DCF法では、対象者の事業計画等（※）を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式の1株当たりの株式価値を76,795円～113,318円と分析したとのことです。

なお、類似会社比準法に関しては、対象者との比較に十分な上場類似企業が特定困難であると判断されたため、修正簿価純資産法に関しては、必ずしも継続企業を前提とした、将来の収益力を適切に反映した価値を表す手法ではないため、それぞれ算定手法としては採用していないとのことです。

また、アーンストアンドヤングは株式価値算定に際して、対象者から提供を受けた情報及び一般的に公開されている情報等を原則そのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性について検証を行っておらず、加えて対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣により現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。

（※）DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画等において、大幅な増減益は見込まれていないとのことです。

なお、アーンストアンドヤングは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

### ③ 対象者における第三者委員会による検討

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、平成23年1月6日、本取引の提案についての審議に慎重を期し、審議の公正性・客観性を担保するため、本取引の提案についての検討のための対象者取締役会の諮問機関として第三者委員会を設置し、かかる第三者委員会に対し、①本公開買付けの買付条件（本買付価格を含みます。）の妥当性、②本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同意見を表明することの是非（以下「本件諮問事項」といいます。）について、対象者取締役会に対する答申を行うことを委嘱する決議を行ったとのことです。対象者の取締役会は、第三者委員会の委員として、本取引に関し独立性を有する対象者社外監査役である長尾謙太氏（委員長、公認会計士）、外部有識者である坂井恵氏（公認会計士、千葉商科大学サービス創造学部准教授）及び松本拓生氏（弁護士、TMI 総合法律事務所所属）の3名を選定したとのことです。なお、対象者は当初からこの3名を第三者委員会の委員として選任しており、第三者委員会の委員を変更した事実はないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、第三者委員会は、平成23年1月7日より同年1月28日まで合計6回開催され、本件諮問事項についての協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、ユニゾン・キャピタル・グループから本公開買付けの諸条件及び下記「(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本公開買付け後に予定される一連の手続の内容、その他本取引の背景等に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、ユニゾン・キャピタル・グループと本公開買付けの諸条件につき協議・交渉を行ったとのことです。また、本公開買付け後も継続して対象者の代表取締役としての職務を遂行することが予定されている廣瀬氏からも、直接本公開買付けを含む本取引の意義・目的等について聴取したとのことです。さらに、アーンストアンドヤングが作成した対象者算定書を参考にするとともに、アーンストアンドヤングから、当該対象者算定書に基づき、対象者の普通株式の価値評価に関する説明を受けるとともに、西村あさひから、本公開買付けを含む本取引に係る手続の公正性担保のための留意点等について法的助言を受けたとのことです。

対象者プレスリリースによれば、第三者委員会は、このような経緯のもとで、本件諮問事項について対象者の企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討した結果、平成23年2月2日に、対象者の取締役会に対し、（a）本公開買付けを含む本取引は、対象者の企業価値の向上を目的とするものであると認められ、本取引の目的は正当であり、（b）本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、また、（c）本公開買付けを含む本取引により対象者の株主及び本新株予約権の保有者の皆様に交付される対価は妥当であること等を総合的に勘案し、①本公開買付けの買付条件は妥当であり、かつ、②本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同意見を表明することは妥当である旨を委員全員の一致で決議したことを内容とする答申を提出したとのことです。

### ④ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、本取引に関し独立性を有する西村

あさひをリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けたとのことです。

⑤ 利害関係を有しない対象者の取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、西村あさひから受けた法的助言、及びアーンストアンドヤングから取得した対象者算定書の内容を踏まえつつ、第三者委員会からの答申の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行いました。その結果、対象者の取締役会は、対象者を取り巻く事業環境及び対象者が直面する経営課題等を踏まえると、ユニゾン・キャピタル・グループの有する国内外の広範囲なネットワークや多店舗オペレーション等の事業展開に関するノウハウを活かした組織体制の強化や先進的な多店舗オペレーション手法の導入による出店の加速、グローバルネットワークを活かした海外における出店も含む事業展開の推進等の対象者の中長期的な企業価値の向上に向けられた経営施策について、一般株主の皆様にはリスクの負担が及ぶことを回避しつつ、実施していくことが、対象者の中長期的かつ持続的な企業価値の向上の達成につながるものであり、対象者として最善の選択肢であると判断できるとともに、本買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主及び本新株予約権の保有者の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主及び本新株予約権の保有者の皆様に対して直近の一定期間の平均株価に対して相当程度高いプレミアムが付与された価格により株式及び新株予約権売却の合理的な機会を提供するものであると判断し、平成23年2月2日開催の対象者の取締役会において、審議及び決議に参加した、廣瀬氏及びホー氏を除く対象者の取締役4名全員の一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主及び本新株予約権の保有者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。また、上記取締役会には全ての監査役が審議に参加し、監査役全員が、いずれも取締役会が本公開買付けに関して上記意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の取締役であるホー氏は、ホー氏がマネージング・ディレクターを務めるH.C.B.C.がユニゾン・キャピタル・グループと共同して本取引を実施し、かつ、H.C.B.C.は、公開買付者との間で本公開買付けへの応募について合意しているため、また対象者の代表取締役社長である廣瀬氏は、公開買付者との間で本公開買付けへの応募について合意し、かつ、本公開買付け後も代表取締役として職務を遂行することが予定されているため、いずれも本取引について特別の利害関係を有すること又は特別の利害関係を有するおそれがあることに鑑みて、上記本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議を行った平成23年2月2日開催の対象者の取締役会を含む本取引に関連して開催された全ての取締役会について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の取締役の立場において公開買付者との協議・交渉には参加していないとのことです。

⑥ 買付け等の期間を30営業日に設定

公開買付者は、法令に定められた買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けに係る公開買付期間を30営業日と設定しています。このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者の株主及び本

新株予約権の保有者の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本買付価格の適正性の担保とすることを企図しています。なお、公開買付者、本ファンド及び H.C.B.C.は、対象者との間で、対象者が公開買付者の対抗者となりうる者と接触することを禁止するような合意は一切行っていません。

(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）

本公開買付けにおいて対象者の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、公開買付者が対象者の発行済株式の全てを取得することを目的として、以下の一連の取引を実施することを予定しています。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、①対象者において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じとします。)を付す旨の定款変更を行うこと、及び③対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全部の取得と引き換えに対象者の別個の種類株式を交付すること、並びに本公開買付け後速やかに上記①ないし③を付議議案に含む株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を開催し、上記①ないし③を上程すること、及び上記②の定款一部変更を付議議案に含む対象者の普通株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を本株主総会の開催日と同日に開催し、上記②を上程することを対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、その全てが対象者に取得されることとなり、対象者の株主の皆様には当該取得の対価として対象者の別個の種類株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者の別個の種類株式の数が 1 株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該対象者の別個の種類株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者の別個の種類株式の売却の結果、当該株主の皆様には交付される金銭の額については、本買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行う予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本日現在未定であります。公開買付者が対象者の発行済株式の全てを所有することとなるよう、公開買付者以外の対象者の株主の皆様のうちで本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様に対して交付する対象者株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定することを対象者に要請する予定です。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、(a)上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主はその保有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(b)上記③の全部取得条項が付された対象者の普通株式の全部の取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定

めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買付価格又は取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

また、上記①ないし③の手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合又は公開買付者以外を対象者の株主の皆様の対象者株式の所有状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者以外を対象者の株主の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、公開買付者が対象者の発行済株式の全てを所有することとなることを予定しており、この場合において公開買付者以外の株主の皆様には、最終的に金銭の額については、本買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。この場合における具体的な手続については、対象者と協議のうえ、決定次第速やかに開示します。

また、本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されずに残存した場合には、公開買付者は、対象者に対して、本新株予約権の無償による取得、本新株予約権の権利者に対する本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続等の実施を要請する予定です。

公開買付者は、平成23年6月に開催予定の対象者の定時株主総会をもって本株主総会とし、当該定時株主総会と同じ基準日（平成23年3月31日）とする本種類株主総会を開催することを予定しておりますが、本公開買付けの進行の状況等によって別の日に本株主総会及び本種類株主総会を開催する場合があります。本株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

#### (7) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者の普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者の普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付け成立時点で当該基準に該当しない場合でも、上記「(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載のとおり、公開買付者は、適用ある法令に従い、対象者の発行済株式の全てを取得することを目的とした取引を実施することを予定していますので、その場合には、対象者の普通株式は上場廃止になります。なお、対象者の普通株式が上場廃止となった場合は、対象者の普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

#### (8) その他

対象者は、平成22年11月12日付の「平成23年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」において、平成23年3月期の期末配当について未定としていましたが、対象者が平成23年2月2日付で公表した「平成23年3月期配当予想の修正及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」によれば、対象者は、平成23年2月2日開催の対象者の取締役会におい

て、本公開買付けが成立することを条件に、①平成 23 年 3 月 31 日現在の株主名簿に記録された株主様に対する剰余金の配当（期末配当）を行わないこと、②株主優待制度を廃止することを決議したとのことです。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

① 名 称	エノテカ株式会社	
② 所 在 地	東京都港区南麻布五丁目 14 番 15 号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 廣瀬 恭久	
④ 業 務 内 容	ワインの輸入販売、卸売、小売、ワインショップ店舗運営、カフェの経営、通信販売	
⑤ 資 本 金	1,647,108 千円（平成 22 年 9 月 30 日現在）	
⑥ 設 立 年 月 日	昭和 63 年 8 月 31 日	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成22年9月30日現在)	廣瀬 恭久 27.87% モルガンスタンレーアンドカンパニーインターナショナルピーエルシー （常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社） 17.12% 株式会社 JALUX 4.15% クレディ スイス アーゲー （常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行） 3.96% エイチエスビーシー ファンド サービスィズ スパークス アセット マネジメント コーポレイテッド 2.18% （常任代理人 香港上海銀行東京支店） ジャフコ・ジー九（ビー）号投資事業有限責任 組合 2.03% 森 貴義 1.98% ジャフコ・ジー九（エー）号投資事業有限責任 組合 1.78% バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウト ジエイピーアー ルディ アイエスジー エフイーエイシー （常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行） 1.53% 横浜倉庫株式会社 1.17%	
⑧ 公開買付者と対象者との関係	資 本 関 係 該当事項はありません。なお、公開買付者の株式を保有する H.C.B.C. Enterprises Limited は、対象者の普通株式を 10,636 株保有しております。	人 的 関 係 該当事項はありません。なお、公開買付者の株式を保有する H.C.B.C. Enterprises Limited のマネージング・ディレクター(日

		本の社長に相当します。)を務めるジョージ・ジョセフ・ホー氏は、対象者の取締役を兼任しております。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	対象者は、公開買付者の関連当事者には該当しません。

## (2) 日程等

### ① 日程

公開買付開始公告日	平成 23 年 2 月 3 日
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> )
公開買付届出書提出日	平成 23 年 2 月 3 日

### ② 届出当初の買付け等の期間

平成 23 年 2 月 3 日 (木曜日) から平成 23 年 3 月 17 日 (木曜日) まで (30 営業日)

### ③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

## (3) 買付け等の価格

### ① 普通株式 1 株につき金 120,000 円

### ② 新株予約権

i 平成 16 年新株予約権 1 個につき金 1,025,000 円

ii 平成 18 年新株予約権 1 個につき金 720,000 円

## (4) 買付け等の価格の算定根拠等

### ① 算定の基礎

#### (i) 普通株式

公開買付者は、本買付価格を決定するに際し、東京証券取引所における対象者の普通株式の過去 6 ヶ月、平成 23 年 1 月 21 日における平成 23 年 3 月期業績予想修正以降及び直近の市場株価の推移、対象者が公表している財務情報、公開買付者において算出した対象者の将来のキャッシュ・フローの見込み並びに公開買付者において実施した買収監査 (デュー・ディリジェンス) の結果を基礎とし、さらには過去 1 年間の公開買付けの事例におけるプレミアム水準、対象者の普通株式の過去 1 年間の価格別取引出来高等を総合的に勘案した上、対象者の大株主である廣瀬氏及び H.C.B.C.並びに対象者の取締役会が設置した第三者委員会との間でそれぞれ複数回実施された協議・交渉の結果に基づき、本買付価格のうち、対象者の普通株式 1 株に

つき 120,000 円とすることを決定しました。なお、公開買付者は、本買付価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得していません。

対象者の普通株式に係る本買付価格は、平成 23 年 2 月 1 日の東京証券取引所における対象者の普通株式の終値 81,600 円に対して 47.1%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、平成 23 年 2 月 1 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 71,385 円（小数点以下を四捨五入）に対して 68.1%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 63,230 円（小数点以下を四捨五入）に対して 89.8%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 61,926 円（小数点以下を四捨五入）に対して 93.8%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。なお、対象者の普通株式に係る本買付価格は、対象者が平成 23 年 1 月 21 日に「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表してから本日の前営業日である平成 23 年 2 月 1 日までの終値の単純平均値 81,314 円（小数点以下を四捨五入）に対して 47.6%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額です。

(ii) 新株予約権

本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、本新株予約権は、全て対象者の役員又は従業員に対するストックオプションとして発行されたものです。もっとも、本新株予約権は既に行使期間が開始しており、また、本日現在において、本新株予約権について、対象者の普通株式 1 株当たりの行使価額（平成 16 年新株予約権につき 17,500 円、平成 18 年新株予約権につき 48,000 円）が対象者の普通株式に係る買付価格である 120,000 円を下回っています。そこで、平成 16 年新株予約権に係る買付価格を、対象者の普通株式に係る買付価格 120,000 円と平成 16 年新株予約権の対象者の普通株式 1 株当たりの行使価格 17,500 円との差額である 102,500 円に、当該新株予約権 1 個に対し目的となる普通株式の数である 10 を乗じた金額である 1,025,000 円、平成 18 年新株予約権に係る買付価格を、対象者の普通株式に係る買付価格 120,000 円と平成 18 年新株予約権の対象者の普通株式 1 株当たりの行使価格 48,000 円との差額である 72,000 円に、当該新株予約権 1 個に対し目的となる普通株式の数である 10 を乗じた金額である 720,000 円と決定しています。

② 算定の経緯

(買付価格の決定に至る経緯)

ユニゾン・キャピタル・グループは、対象者の一般株主の皆様に経営改革に伴い発生するリスクの負担が及ぶことを回避しつつ、対象者が長期的に付加価値を生み続ける会社への変革を成し遂げるために、本公開買付けを通じて対象者の普通株式の非公開化を行うことにより、上場維持に伴うコストを削減すると同時に、短期的な業績の変化に左右されることなく、対象者の経営陣及び従業員が一丸となって変革に取り組む体制を構築し、経営の変革を遂行していくことが、最も有力な手段であるという結論に至り、平成 22 年 11 月末頃、廣瀬氏に対して本取引を提案いたしました。その後も、ユニゾン・キャピタル・グループは、廣瀬氏との間で、対象者の企業価値向上策や本取引の条件等について協議を重ね、平成 22 年 12 月中旬頃、本取引を実施する方向性について基本的な了解を得るに至りました。

また、ユニゾン・キャピタル・グループは、平成 22 年 12 月中旬頃より、ホー氏との間でも対象者の企業価値向上策や本取引について協議を開始し、その後の協議を経て、平成 22 年 12 月下旬頃、本件取引を実施する方向性について基本的な了解を得ました。その後、ユニゾン・

キャピタル・グループは、ホー氏及びH.C.B.C.との間で本取引に関して協議を継続し、H.C.B.C.が有するワインに対する知見及び香港等の東アジアに対するネットワークを活かすことが、対象者の中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、H.C.B.C.と共同して本取引を実施することにいたしました。

上記廣瀬氏及びホー氏との本取引の基本合意を受け、ユニゾン・キャピタル・グループは、平成23年1月5日、対象者に対して本取引の提案を行い、その後、対象者が本取引の検討に際して設置した第三者委員会との間で、本取引の実施の是非及び条件等について協議・交渉を重ねました。

公開買付者は、本買付価格を決定するに際し、東京証券取引所における対象者の普通株式の過去6ヶ月、平成23年1月21日における平成23年3月期業績予想修正以降及び直近の市場株価の推移、対象者が公表している財務情報、公開買付者において算出した対象者の将来のキャッシュ・フローの見込み並びに公開買付者において実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果を基礎とし、さらには過去1年間の公開買付けの事例におけるプレミアム水準、対象者の普通株式の過去1年間の価格別取引出来高等を総合的に勘案した上、対象者の大株主である廣瀬氏及びホー氏並びに対象者の取締役会が設置した第三者委員会との間でそれぞれ複数回実施された協議・交渉の結果に基づき、本買付価格のうち、対象者の普通株式1株につき120,000円とすることを決定しました。なお、公開買付者は、本買付価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得していません。

また、本新株予約権については、上記「① 算定の基礎」の「(ii) 新株予約権」において記載の理由に基づき、平成16年新株予約権1個に係る買付価格を1,025,000円、平成18年新株予約権に係る買付価格を720,000円と決定しています。

#### （買付価格の公正性を担保するための措置）

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがMBOのための本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存しうること等を認識しており、本買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、主として以下のような本公開買付けを含む本取引の公正性を担保する措置を実施しました。なお、以下の記述中の対象者において実施した措置等については、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

##### i 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、公開買付者から提示された本買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、本取引に関し独立性を有する第三者算定機関であるアーンストアンドヤングに対象者の普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成23年2月1日付で対象者算定書を取得しているとのことです。

対象者プレスリリースによれば、アーンストアンドヤングは、対象者の普通株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の取締役（本取引について特別の利害関係を有する又は特別の利害関係を有するおそれがある廣瀬氏及びホー氏を除きます。）から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、対象者の株式価値を算定したとのことです。なお、対象者は、アーンストアンドヤングから本買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、アーンストアンドヤングは、複数の株式価値算定手法の中から対象者の普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定方法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提のもと、対象者の普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法及び DCF 法の各手法を用いて、対象者の普通株式の株式価値を算定したとのことです。アーンストアンドヤングが上記各手法を採用した理由及び当該各手法に基づき算定した対象者の普通株式の 1 株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりとのことです。なお、アーンストアンドヤングは、かかる算定にあたり、対象者が公表した平成 23 年 1 月 21 日付プレスリリース「業績予想の修正に関するお知らせ」記載の対象者の平成 23 年 3 月期の通期の業績予想の修正を勧案しているとのことです。

算定手法	1 株当たり株式価値レンジ
市場株価法	67,775 円から 82,050 円
DCF 法	76,795 円から 113,318 円

市場株価法は、対象者の普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値算定における客観的な算定手法であると考え、採用したとのことです。市場株価法では、最近における対象者の普通株式の市場取引の状況等を勧案の上、算定基準日を平成 23 年 2 月 1 日として、平成 23 年 1 月 21 日の「業績予想の修正に関するお知らせ」発表の翌営業日以降算定基準日までの株価終値単純平均（82,050 円）、平成 22 年 12 月 13 日の「平成 23 年 3 月期の月次実績（速報）に関するお知らせ（11 月）」発表の翌営業日以降算定基準日までの株価終値単純平均（67,775 円）に基づき、対象者の普通株式 1 株当たりの株式価値を 67,775 円～82,050 円と分析しているとのことです。なお、「業績予想の修正に関するお知らせ」以降の期間に関しては、翌平成 23 年 1 月 24 日の終値（76,900 円）が値幅制限に達しており、単純平均には含めていないとのことです。

DCF 法は、企業の将来キャッシュ・フロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用したとのことです。DCF 法では、対象者の事業計画等（※）を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式の 1 株当たりの株式価値を 76,795 円～113,318 円と分析したとのことです。なお、類似会社比準法に関しては、対象者との比較に十分な上場類似企業が特定困難であると判断されたため、修正簿価純資産法に関しては、必ずしも継続企業を前提とした、将来の収益力を適切に反映した価値を表す手法ではないため、それぞれ算定手法としては採用していないとのことです。

また、アーンストアンドヤングは株式価値算定に際して、対象者から提供を受けた情報及び一般的に公開されている情報等を原則そのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性について検証を行っておらず、加えて対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣により現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。

（※） DCF 法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画等において、大幅な増減益は見込まれていないとのことです。

なお、アーンストアンドヤングは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

ii 対象者における第三者委員会による検討

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、平成23年1月6日、本取引の提案についての審議に慎重を期し、審議の公正性・客観性を担保するため、本取引の提案についての検討のための対象者取締役会の諮問機関として第三者委員会を設置し、かかる第三者委員会に対し、本件諮問事項について、対象者取締役会に対する答申を行うことを委嘱する決議を行ったとのことです。対象者の取締役会は、第三者委員会の委員として、本取引に関し独立性を有する対象者社外監査役である長尾謙太氏（委員長、公認会計士）、外部有識者である坂井恵氏（公認会計士、千葉商科大学サービス創造学部准教授）及び松本拓生氏（弁護士、TMI 総合法律事務所所属）の3名を選定したとのことです。なお、対象者は当初からこの3名を第三者委員会の委員として選任しており、第三者委員会の委員を変更した事実はないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、第三者委員会は、平成23年1月7日より同年1月28日まで合計6回開催され、本件諮問事項についての協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、ユニゾン・キャピタル・グループから本公開買付けの諸条件及び上記「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本公開買付け後に予定される一連の手続の内容、その他本取引の背景等に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、ユニゾン・キャピタル・グループと本公開買付けの諸条件につき協議・交渉を行ったとのことです。また、本公開買付け後も継続して対象者の代表取締役としての職務を遂行することが予定されている廣瀬氏からも、直接本公開買付けを含む本取引の意義・目的等について聴取したとのことです。さらに、アーンストアンドヤングが作成した対象者算定書を参考にするとともに、アーンストアンドヤングから、当該対象者算定書に基づき、対象者の普通株式の価値評価に関する説明を受けるとともに、西村あさひから、本公開買付けを含む本取引に係る手続の公正性担保のための留意点等について法的助言を受けたとのことです。

対象者プレスリリースによれば、第三者委員会は、このような経緯のもとで、本件諮問事項について対象者の企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討した結果、平成23年2月2日に、対象者の取締役会に対し、(a) 本公開買付けを含む本取引は、対象者の企業価値の向上を目的とするものであると認められ、本取引の目的は正当であり、(b) 本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、また、(c) 本公開買付けを含む本取引により対象者の株主及び本新株予約権の保有者の皆様に交付される対価は妥当であること等を総合的に勘案し、①本公開買付けの買付条件は妥当であり、かつ、②本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同意見を表明することは妥当である旨を委員全員の一致で決議したことを内容とする答申を提出したとのことです。

#### iii 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、本取引に関し独立性を有する西村あさひをリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けたとのことです。

#### iv 利害関係を有しない対象者の取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、西村あさひから受けた法的助言、及びアーンストアンドヤングから取得した対象者算定書の内容を踏まえつつ、第三者委員会からの答申の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について企

業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行いました。その結果、対象者の取締役会は、対象者を取り巻く事業環境及び対象者が直面する経営課題等を踏まえると、ユニゾン・キャピタル・グループの有する国内外の広範囲なネットワークや多店舗オペレーション等の事業展開に関するノウハウを活かした組織体制の強化や先進的な多店舗オペレーション手法の導入による出店の加速、グローバルネットワークを活かした海外における出店も含む事業展開の推進等の対象者の中長期的な企業価値の向上に向けられた経営施策について、一般株主の皆様にはリスクの負担が及ぶことを回避しつつ、実施していくことが、対象者の中長期的かつ持続的な企業価値の向上の達成につながるものであり、対象者として最善の選択肢であると判断できるとともに、本買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主及び本新株予約権の保有者の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主及び本新株予約権の保有者の皆様に対して直近の一定期間の平均株価に対して相当程度高いプレミアムが付与された価格により株式及び新株予約権売却の合理的な機会を提供するものであると判断し、平成 23 年 2 月 2 日開催の対象者の取締役会において、審議及び決議に参加した、廣瀬氏及びホー氏を除く対象者の取締役 4 名全員の一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主及び本新株予約権の保有者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。また、上記取締役会には全ての監査役が審議に参加し、監査役全員が、いずれも取締役会が本公開買付けに関して上記意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の取締役であるホー氏は、ホー氏がマネージング・ディレクターを務める H.C.B.C.がユニゾン・キャピタル・グループと共同して本取引を実施し、かつ、H.C.B.C.は、公開買付者との間で本公開買付けへの応募について合意しているため、また対象者の代表取締役社長である廣瀬氏は、公開買付者との間で本公開買付けへの応募について合意し、かつ、本公開買付け後も代表取締役として職務を遂行することが予定されているため、いずれも本取引について特別の利害関係を有すること又は特別の利害関係を有するおそれがあることに鑑みて、上記本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議を行った平成 23 年 2 月 2 日開催の対象者の取締役会を含む本取引に関連して開催された全ての取締役会について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の取締役の立場において公開買付者との協議・交渉には参加していないとのことです。

#### v 買付け等の期間を 30 営業日に設定

公開買付者は、法令に定められた公開買付期間の最短期間が 20 営業日であるところ、本公開買付けに係る公開買付期間を 30 営業日と設定しています。このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者の株主及び本新株予約権の保有者の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本買付価格の適正性の担保とすることを企図しています。なお、公開買付者、本ファンド及び H.C.B.C.は、対象者との間で、対象者が公開買付者の対抗者となりうる者と接触することを禁止するような合意は一切行っていません。

#### ③ 算定機関との関係

該当事項はありません。

#### (5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
-------	----------	----------

51,856 株	34,571 株	—
----------	----------	---

- (注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限 (34,571 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限 (34,571 株) 以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注 2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数である 51,856 株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者の第 23 期第 2 四半期報告書 (平成 22 年 11 月 15 日提出) に記載された平成 22 年 9 月 30 日現在の対象者の普通株式の発行済株式総数 (50,446 株) に、上記第 23 期第 2 四半期報告書に記載された平成 22 年 9 月 30 日現在の本新株予約権 (141 個) の目的である対象者の普通株式の数 (1,410 株) を加えた数 (51,856 株) となります。
- (注 3) 買付け予定数の下限は、対象者の上記第 23 期第 2 四半期報告書 (平成 22 年 11 月 15 日提出) に記載された平成 22 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数 (50,446 株) に、上記第 23 期第 2 四半期報告書に記載された平成 22 年 9 月 30 日現在の本新株予約権 (141 個) の目的である普通株式の数 (1,410 株) を加えた数 (51,856 株) に、3分の2を乗じた株式数 (34,571 株 (小数点以下第一位を切り上げ)) です。
- (注 4) 公開買付け期間の末日までに、本新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により発行される対象者の普通株式も本公開買付けの買付け等の対象としております。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	24,696 個	(買付け等前における株券等所有割合 47.62%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	51,856 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	50,446 個	

- (注 1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 (51,856 株) に係る議決権の数です。
- (注 2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、特別関係者の保有する株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」を分子に加算しておりません。
- (注 3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第 23 期第 2 四半期報告書 (平成 22 年 11 月 15 日提出) に記載された平成 22 年 9 月 30 日現在の対象者の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、本新株予約権についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等

所有割合」の計算においては、上記第23期第2四半期報告書（平成22年11月15日提出）に記載された、平成22年9月30日現在の対象者の普通株式の発行済株式総数（50,446株）に、平成22年9月30日現在の本新株予約権（141個）の目的である対象者の普通株式の数（1,410株）を加えた51,856個を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

（注4）買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 6,222百万円

（注）「買付代金」欄は、本公開買付けにおける買付予定数（51,856株）に、普通株式1株当たりの買付価格（120,000円）を乗じた金額です。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日

平成23年3月28日（月曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、下記（11）の公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

下記「（9）その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後遅滞なく、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。新株予約権については、応募に際して提出された書類を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）に対して郵送又は交付します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（34,571株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（34,571株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

#### ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項として、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

#### ③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付け期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

#### ④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付け期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（その他の日興コーディアル証券株式会社国内各営業店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されることがあります。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ

リ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

(10) 公開買付開始公告日

平成 23 年 2 月 3 日 (木曜日)

(11) 公開買付代理人

日興コーディアル証券株式会社

3. 公開買付け後の方針及び今後の見通し

上記「1. 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けを実施する背景及び目的並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

i 公開買付者と廣瀬氏との合意等

公開買付者は、本公開買付けに関連して廣瀬氏との間で概ね以下のとおり合意するとともに、廣瀬氏について概ね以下のような取扱いをする予定を有しております。

(a) 公開買付応募契約

公開買付者は、廣瀬氏との間で、公開買付応募契約において、廣瀬氏が、その保有する対象者の普通株式 14,060 株 (所有割合 27.11% (小数点以下第三位を四捨五入)) の全てを本公開買付けに応募することについて合意しております。また、公開買付応募契約において、廣瀬氏は、廣瀬氏が公開買付応募契約の締結日以降に開催される対象者の株主総会において議決権を有するときは、当該株主総会において、公開買付者の意向に従って当該議決権を行使すること (本公開買付けが撤回された場合又は不成立となった場合を除きます。)を合意しております。

なお、廣瀬氏は、公開買付者に公開買付応募契約に規定される表明及び保証 (注 1) の重大な違反が存在する場合又は公開買付者に公開買付応募契約に規定される重大な義務 (秘密保持義務及び契約上の地位の譲渡の禁止等) の違反が存在する場合には、公開買付応募契約を解除することができますが、かかる場合であっても、廣瀬氏はその任意の裁量により本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておられません。

公開買付者は、廣瀬氏に公開買付応募契約に規定される表明及び保証 (注 2) の重大な違反が存在する場合又は廣瀬氏に公開買付応募契約に規定される重大な義務 (所有する対象者普通株式全ての本公開買付けへの応募義務、本取引の円滑な実現のための協力義務、公開買付応募契約の締結日以降に開催される対象者の株主総会における公開買付者の意向に従った議決権行使義務、秘密保持義務及び契約上の地位の譲渡の禁止等) の違反が存在する場合には、公開買

付応募契約を解除できますが、かかる場合であっても、廣瀬氏がその任意の裁量により本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておられません。

(注 1) 公開買付応募契約においては、公開買付者の表明保証事項として、公開買付者の存続及び権限、公開買付応募契約の締結及び履行に必要な権限及び権能並びに法令等により必要な手続の履践、公開買付応募契約の法的拘束力及び強制執行可能性、公開買付応募契約の締結及び履行に必要な許認可等の取得、公開買付応募契約の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、反社会的勢力との関係の不存在に関する事項等が規定されています。

(注 2) 公開買付応募契約においては、廣瀬氏の表明保証事項として、廣瀬氏の公開買付応募契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力、公開買付応募契約の法的拘束力及び強制執行可能性、公開買付応募契約の締結及び履行に必要な許認可等の取得、公開買付応募契約の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、反社会的勢力との関係の不存在、対象者の普通株式の所有及び負担等の不存在に関する事項等が規定されています。

(b) その他

公開買付者は、対象者において廣瀬氏の果たしている役割、対象者の事業における廣瀬氏の重要性等を総合的に勘案し、廣瀬氏に本公開買付け後も対象者の代表取締役としての職務を遂行して頂くことを予定しています。また、公開買付者は、本公開買付け後、対象者の役職員（廣瀬氏を含みます。）を対象とする新株予約権等を利用したインセンティブ・プランを導入することについての検討を行うことを予定しております。

ii 公開買付者及び本ファンドと H.C.B.C.の間の合意

公開買付者及び本ファンドは、H.C.B.C.との間で、本公開買付けに関連してそれぞれ概ね以下のとおり合意しております。

(a) 本公開買付けへの応募に関する合意 (Tender Offer Agreement)

公開買付者は、H.C.B.C.との間で、Tender Offer Agreement において、H.C.B.C.が、その保有する対象者の普通株式 10,636 株（所有割合 20.51%（小数点以下第三位を四捨五入））の全てを本公開買付けに応募することについて合意しております。また、Tender Offer Agreement において、H.C.B.C.は、H.C.B.C.が Tender Offer Agreement の締結日以降に開催される対象者の株主総会において議決権を有するときは、当該株主総会において、公開買付者の指示に従って当該議決権を行使すること（本公開買付けが撤回された場合又は不成立となった場合を除きます。）を合意しております。

なお、H.C.B.C.は、公開買付者に Tender Offer Agreement に規定される表明及び保証（注 3）の重大な違反がある場合又は Tender Offer Agreement に規定される重大な義務（秘密保持義務及び契約上の地位の譲渡の禁止等）の違反が存する場合には、Tender Offer Agreement を解除することができますが、かかる場合であっても、H.C.B.C.が自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておられません。また、公開買付者は、H.C.B.C.に Tender

Offer Agreement に規定される表明及び保証(注 4)の重大な違反がある場合又は Tender Offer Agreement に規定される重大な義務(所有する対象者普通株式全ての本公開買付けへの応募義務、本公開買付けに関する合理的な協力義務、対象者に関して通常の業務の範囲内で業務の執行を行わせる努力義務、秘密保持義務及び契約上の地位の譲渡の禁止等)の違反が存する場合には、Tender Offer Agreement を解除することができますが、かかる場合であっても、H.C.B.C. が自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておられません。

(注 3) Tender Offer Agreement においては、公開買付者の表明保証事項として、公開買付者の存続及び権限、Tender Offer Agreement の締結及び履行に必要な権限、Tender Offer Agreement の法的拘束力及び強制執行可能性、Tender Offer Agreement の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、Tender Offer Agreement の締結及び履行に必要な許認可等の不存在に関する事項等が規定されています。

(注 4) Tender Offer Agreement においては、H.C.B.C.の表明保証事項として、H.C.B.C.の存続及び権限、Tender Offer Agreement の締結及び履行に必要な権限、Tender Offer Agreement の法的拘束力及び強制執行可能性、Tender Offer Agreement の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、Tender Offer Agreement の締結及び履行に必要な許認可等の不存在、対象者の普通株式の所有及び負担等の不存在等が規定されています。

(b) 公開買付者の株式等に関する合意 (Shareholders Agreement)

本ファンドは、H.C.B.C.との間で、Shareholders Agreement を締結しております。Shareholders Agreement においては、(i)本ファンド及びH.C.B.C.が公開買付者に対し本公開買付けに要する資金に充当する資金の融資を行うこと、(ii)Tender Offer Agreement に従いH.C.B.C.がその保有する対象者の普通株式を本公開買付けに応募しない場合やH.C.B.C.が本公開買付けに要する資金の一定額を公開買付者に融資しない場合等は、本ファンドがH.C.B.C.の保有する公開買付者の株式の全てを取得することができること、(iii)H.C.B.C.が公開買付者の支配・管理や公開買付者・対象者の事業の支配・管理(香港その他の東アジアにおける対象者のビジネスの展開等について、H.C.B.C.が本ファンドを支援するよう合理的に努めることを含みます。)及びH.C.B.C.が公開買付者の一定の株式数を保有していることを条件にH.C.B.C.が公開買付者・対象者に対して香港市場に関する助言等を提供するよう合理的に努めること、(iv)H.C.B.C.が公開買付者の一定の株式数を保有していることを条件に公開買付者の取締役1名の指名権を有すること、(v)H.C.B.C.が公開買付者の一定の株式数を保有していることを条件に本ファンドが公開買付者又は対象者をして一定の重要な事項をH.C.B.C.の同意なく行わせること、(vi)公開買付者がH.C.B.C.が同意しないにもかかわらず一定の割合のその株式等の発行等をするを決定した場合にH.C.B.C.が本ファンドに対してその保有する公開買付者の株式を公正価額で買い取ることを請求することができること、(vii)本ファンドが公開買付者株式を譲渡する一定の場合において、H.C.B.C.が本ファンドに対して売却参加請求権を有すること、本ファンドがH.C.B.C.に対して共同売却請求権を有すること、かかる共同売却請求権が行使された一定の場合にH.C.B.C.が先買権を有すること等について合意しております。

## ② 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

対象者によれば、対象者は、昭和 63 年 8 月に設立され、「For All Wine Lovers」の経営理念のもと、ワインの輸入、ショップ営業、卸し営業及び通信販売サービスを中心とし、ワインに特化した事業を営んできました。対象者によれば、対象者は、出店する地域・場所を厳選し、卸し営業先や通信販売にそれぞれ対応した商品の開発・選定を行うなど、「ワインのエノテカ」というブランド力を向上させる営業展開を行うことにより、市場から高い評価（付加価値）を獲得することを全社戦略としており、これまで、特にフランス・ボルドー産ワインを中心に、イタリア、スペイン、ポルトガルに加え、いわゆるニューワールドと称されるチリ、ニュージーランド、アメリカ、アルゼンチン、南アフリカ等のワインを含めた輸入ワインの品揃えを強みとして、大都市圏を中心に事業を全国に展開してきました。また、対象者によれば、対象者は、フランス・ボルドー産ワインをプリムール（フランス・ボルドー産ワイン独特の先売り制度であり、収穫されたブドウの樽熟成中に販売が開始され、順次樽からボトル詰めされたボトルの引渡しを受ける販売形態を指します。）で購入し、エイジング（長期間保存）することにより仕入れ価格の優位性を大きくするプリムール販売をひとつのビジネスモデルとして育成するなど、事業領域の拡大を進めるとともに、平成 17 年にはフランスの著名レストランとのタイアップによるレ・カーヴ・タイユヴァン店舗をオープン、平成 19 年には小型店舗であるエノテカ 375&シャンパーニュ店舗をオープンするなど、新規店舗業態の開発も積極的に行ってきました。

対象者によれば、対象者は、このような事業の拡大を背景に、平成 18 年に株式会社大阪証券取引所ヘラクレス（現 JASDAQ）への上場を、平成 20 年には更なる飛躍を目指して東京証券取引所市場第二部への市場変更を果たしました。対象者によれば、対象者は、その後、香港において順次店舗をオープンしてショップ営業を展開するほか、シンガポールにおいて卸し営業を、また、上海に現地法人を設立してショップ営業を開始するなど、アジア各国へも進出しています。対象者は、平成 23 年 1 月時点において国内で 34 店舗、海外二カ国において 5 店舗の店舗運営を行うに至っており、今後更なる店舗数の拡大を企図しております。

他方で、対象者によれば、対象者を取り巻く事業環境は、昨今大きく変化してきており、それに伴い経営の難易度も大幅に高まっているとのことです。即ち、国内においては、ワインの平均購買単価が下落していること等に加え、中国における高級ワインの消費量の急激な増加によって対象者が強みとするフランス・ボルドー産ワインの仕入れ価格が急騰し、消費者のボルドー産ワインの消費量の頭打ちの要因となっております。一方、アジア、特に中国においては、ワインの消費量が急速に増加してきております。かかる事業環境に鑑み、対象者は、対象者が強みとしているボルドー産ワインによる顧客訴求だけでなく、消費者の嗜好の変化に積極的に対応した店舗運営、卸し営業及び通信販売を行っていく必要があると同時に、これまでは国内での事業を中心に成長を実現してきましたが、今後は海外における成長機会を積極的に取り込んでいく必要があるとのことです。また、今後更なる拡大が企図される国内外全ての店舗及び事業所において、国や地域ごとの嗜好に合わせた品揃えを確保しながら均一に高いサービスの提供を行えるような経営体制の構築が求められているとのことです。

そのような環境下にあつて、対象者は、今後対象者が中長期的に企業価値を向上させていくためには、現在までに対象者が独自に築きあげたワイン商としての強みを維持・強化しつつも、

次世代も見据えた経営組織の強化、より迅速かつ機動的な意思決定を可能とする経営体制への転換、国内及び海外における店舗展開や事業拡充のための積極的な投資の実行により企業体としての成長を図っていく必要があると考えているとのことです。

かかる折、ユニゾン・キャピタル・グループは、平成 22 年 10 月中旬頃に廣瀬氏と、対象者の事業の将来について協議する機会を得、以降、対象者を今後中長期的に成長させていくという観点から、対象者の事業戦略や資本政策についての協議・検討を行いました。かかる協議・検討の結果を踏まえ、ユニゾン・キャピタル・グループは、対象者が独自に築きあげたワイン商としての強みを維持・強化しつつ、次世代も見据えた経営組織の強化、及び迅速かつ機動的な意思決定を可能とする経営体制の構築に関するサポートが可能であり、ユニゾン・キャピタル・グループの消費者向けの事業を営む企業の成長サポートを通じて蓄積してきた、国内外の広範囲なネットワークや多店舗オペレーション等の事業展開に関するノウハウを活かし、組織体制の強化や先進的な多店舗オペレーション手法の導入による出店の加速、グローバルネットワークを活かした海外における出店も含む事業展開の推進等を行うことにより、対象者の経営理念である「For All Wine Lovers」をより高い次元で実現することが可能であると考えに至りました。一方で、上記を含む、対象者が長期的な競争力を強化し持続的な成長を達成させるための諸施策の実行のためには相応の時間とコストが必要であるとともに、当該施策は必ずしも当初の予定通りに収益に寄与するとは限らずリスクを伴うものであり、短期的に収益の変動性が高まり、業績に悪影響を与える懸念があるほか、このような事業戦略や施策の実行は結果を予測しにくく、経営環境の変化や個々の施策の成否を踏まえてより機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制の構築が必要となります。

以上の事情等を踏まえ、ユニゾン・キャピタル・グループは、対象者の一般株主の皆様を経営改革に伴い発生するリスクの負担が及ぶことを回避しつつ、対象者が長期的に付加価値を生み続ける会社への変革を成し遂げるために、本公開買付けを通じて対象者の普通株式の非公開化を行うことにより、上場維持に伴うコストを削減すると同時に、短期的な業績の変化に左右されることなく、対象者の経営陣及び従業員が一丸となって変革に取り組む体制を構築し、経営の変革を遂行していくことが、最も有力な手段であるという結論に至り、平成 22 年 11 月末頃、廣瀬氏に対して本取引を提案いたしました。その後も、ユニゾン・キャピタル・グループは、廣瀬氏との間で、対象者の企業価値向上策や本取引の条件等について協議を重ね、平成 22 年 12 月中旬頃、本取引を実施する方向性について基本的な了解を得るに至りました。

また、ユニゾン・キャピタル・グループは、平成 22 年 12 月中旬頃より、ホー氏との間でも対象者の企業価値向上策や本取引について協議を開始し、その後の協議を経て、平成 22 年 12 月下旬頃、本件取引を実施する方向性について基本的な了解を得ました。その後、ユニゾン・キャピタル・グループは、ホー氏及び H.C.B.C.との間で本取引に関して協議を継続し、H.C.B.C.が有するワインに対する知見及び香港等の東アジアに対するネットワークを活かすことが、対象者の中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、H.C.B.C.と共同して本取引を実施することにいたしました。

上記廣瀬氏及びホー氏との本取引の基本合意を受け、ユニゾン・キャピタル・グループは、平成 23 年 1 月 5 日、対象者に対して本取引の提案を行い、その後、対象者が本取引の検討に際して設置した第三者委員会との間で、本取引の実施の是非及び条件等について協議・交渉を

重ねました。かかる協議・交渉の結果を踏まえ、公開買付者は、平成 23 年 2 月 2 日、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

③ 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがMBOのための本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存しうること等を認識しており、本買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、主として以下のような本公開買付けを含む本取引の公正性を担保する措置を実施しました。なお、以下の記述中の対象者において実施した措置等については、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

i 公開買付者における買付価格の検討

公開買付者は、本買付価格を決定するに際し、東京証券取引所における対象者の普通株式の過去 6 ヶ月、平成 23 年 1 月 21 日における平成 23 年 3 月期業績予想修正以降及び直近の市場株価の推移、対象者が公表している財務情報、公開買付者において算出した対象者の将来のキャッシュ・フローの見込み並びに公開買付者において実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果を基礎とし、さらには過去 1 年間の公開買付けの事例におけるプレミアム水準、対象者の普通株式の過去 1 年間の価格別取引出来高等を総合的に勘案した上、対象者の大株主である廣瀬氏及び H.C.B.C.並びに対象者の取締役会が設置した第三者委員会との間でそれぞれ複数回実施された協議・交渉の結果に基づき、本買付価格のうち、対象者の普通株式 1 株につき 120,000 円、平成 16 年新株予約権 1 個につき 1,025,000 円及び平成 18 年新株予約権 1 個につき 720,000 円とすることを決定しました。なお、公開買付者は、本買付価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得していません。

対象者の普通株式に係る本買付価格は、平成 23 年 2 月 1 日の東京証券取引所における対象者の普通株式の終値 81,600 円に対して 47.1%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、平成 23 年 2 月 1 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 71,385 円（小数点以下を四捨五入）に対して 68.1%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 63,230 円（小数点以下を四捨五入）に対して 89.8%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 61,926 円（小数点以下を四捨五入）に対して 93.8%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。なお、対象者の普通株式に係る本買付価格は、対象者が平成 23 年 1 月 21 日に「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表してから本日の前営業日である平成 23 年 2 月 1 日までの終値の単純平均値 81,314 円（小数点以下を四捨五入）に対して 47.6%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額です。

また、本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、本新株予約権は、全て対象者の役員又は従業員に対するストックオプションとして発行されたものです。もっとも、本新株予約権は既に行使期間が開始しており、また、本日現在において、本新株予約権について、対象者の普通株式 1 株当たりの行使価額（平成 16 年新株予約権につき 17,500 円、平成 18 年新株予約権につき 48,000 円）が対象者の普通株式に係る買付価格である 120,000 円を下回っています。そこで、平成 16 年新株予約権に係る買付価格を、対象者の普通株式に係る買付価格

120,000円と平成16年新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価格17,500円との差額である102,500円に、当該新株予約権1個に対し目的となる普通株式の数である10を乗じた金額である1,025,000円、平成18年新株予約権に係る買付価格を、対象者の普通株式に係る買付価格120,000円と平成18年新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価格48,000円との差額である72,000円に、当該新株予約権1個に対し目的となる普通株式の数である10を乗じた金額である720,000円と決定しています。

ii 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、公開買付者から提示された本買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、本取引に関し独立性を有する第三者算定機関であるアーンストアンドヤングに対象者の普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成23年2月1日付で対象者算定書を取得しているとのことです。

対象者プレスリリースによれば、アーンストアンドヤングは、対象者の普通株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の取締役（本取引について特別の利害関係を有する又は特別の利害関係を有するおそれがあるホー氏及び廣瀬氏を除きます。）から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、対象者の株式価値を算定したとのことです。なお、対象者は、アーンストアンドヤングから本買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、アーンストアンドヤングは、複数の株式価値算定手法の中から対象者の普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定方法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提のもと、対象者の普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて、対象者の普通株式の株式価値を算定したとのことです。アーンストアンドヤングが上記各手法を採用した理由及び当該各手法に基づき算定した対象者の普通株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりとのことです。なお、アーンストアンドヤングは、かかる算定にあたり、対象者が公表した平成23年1月21日付プレスリリース「業績予想の修正に関するお知らせ」記載の対象者の平成23年3月期の通期の業績予想の修正を勘案しているとのことです。

算定手法	1株当たり株式価値レンジ
市場株価法	67,775円から82,050円
DCF法	76,795円から113,318円

市場株価法は、対象者の普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値算定における客観的な算定手法であると考え、採用したとのことです。市場株価法では、最近における対象者の普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、算定基準日を平成23年2月1日として、平成23年1月21日の「業績予想の修正に関するお知らせ」発表の翌営業日以降算定基準日までの株価終値単純平均（82,050円）、平成22年12月13日の「平成23年3月期の月次実績（速報）に関するお知らせ（11月）」発表の翌営業日以降算定基準日までの株価終値単純平均（67,775円）に基づき、対象者の普通株式1株当たりの株式価値を67,775円～82,050円と分析しているとのことです。なお、「業績予想の修正に関するお

知らせ」以降の期間に関しては、翌平成 23 年 1 月 24 日の終値（76,900 円）が値幅制限に達しており、単純平均には含めていないとのことです。

DCF 法は、企業の将来キャッシュ・フロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用したとのことです。DCF 法では、対象者の事業計画等（※）を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式の 1 株当たりの株式価値を 76,795 円～113,318 円と分析したとのことです。

なお、類似会社比準法に関しては、対象者との比較に十分な上場類似企業が特定困難であると判断されたため、修正簿価純資産法に関しては、必ずしも継続企業を前提とした、将来の収益力を適切に反映した価値を表す手法ではないため、それぞれ算定手法としては採用していないとのことです。

また、アーンストアンドヤングは株式価値算定に際して、対象者から提供を受けた情報及び一般的に公開されている情報等を原則そのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性について検証を行っておらず、加えて対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣により現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。

（※）DCF 法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画等において、大幅な増減益は見込まれていないとのことです。

なお、アーンストアンドヤングは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

### iii 対象者における第三者委員会による検討

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、平成 23 年 1 月 6 日、本取引の提案についての審議に慎重を期し、審議の公正性・客観性を担保するため、本取引の提案についての検討のための対象者取締役会の諮問機関として第三者委員会を設置し、かかる第三者委員会に対し、本件諮問事項について、対象者取締役会に対する答申を行うことを委嘱する決議を行ったとのことです。対象者の取締役会は、第三者委員会の委員として、本取引に関し独立性を有する対象者社外監査役である長尾謙太氏（委員長、公認会計士）、外部有識者である坂井恵氏（公認会計士、千葉商科大学サービス創造学部准教授）及び松本拓生氏（弁護士、TMI 総合法律事務所所属）の 3 名を選定したとのことです。なお、対象者は当初からこの 3 名を第三者委員会の委員として選任しており、第三者委員会の委員を変更した事実はないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、第三者委員会は、平成 23 年 1 月 7 日より同年 1 月 28 日まで合計 6 回開催され、本件諮問事項についての協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、ユニゾン・キャピタル・グループから本公開買付けの諸条件及び上記「1. 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本公開買付け後に予定される一連の手続の内容、その他本取引の背景等に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、ユニゾン・キャピタル・グループと本公開買付けの諸条件につき協議・交渉を行ったとのことです。また、本公開買付け後も継続して対象者の代表取締役としての職務を遂行することが予定されている廣瀬氏からも、直接本公開買付けを含む本取引の意義・目的等について聴取したとのことです。さらに、アーンストア

ンドヤングが作成した対象者算定書を参考にするとともに、アーンストアンドヤングから、当該対象者算定書に基づき、対象者の普通株式の価値評価に関する説明を受けるとともに、西村あさひから、本公開買付けを含む本取引に係る手続の公正性担保のための留意点等について法的助言を受けたとのことです。

対象者プレスリリースによれば、第三者委員会は、このような経緯のもとで、本件諮問事項について対象者の企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討した結果、平成23年2月2日に、対象者の取締役会に対し、(a)本公開買付けを含む本取引は、対象者の企業価値の向上を目的とするものであると認められ、本取引の目的は正当であり、(b)本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、また、(c)本公開買付けを含む本取引により対象者の株主及び本新株予約権の保有者の皆様に交付される対価は妥当であること等を総合的に勘案し、①本公開買付けの買付条件は妥当であり、かつ、②本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同意見を表明することは妥当である旨を委員全員の一致で決議したことを内容とする答申を提出したとのことです。

#### iv 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、本取引に関し独立性を有する西村あさひをリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けたとのことです。

#### v 利害関係を有しない対象者の取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、西村あさひから受けた法的助言、及びアーンストアンドヤングから取得した対象者算定書の内容を踏まえつつ、第三者委員会からの答申の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行いました。その結果、対象者の取締役会は、対象者を取り巻く事業環境及び対象者が直面する経営課題等を踏まえると、ユニゾン・キャピタル・グループの有する国内外の広範囲なネットワークや多店舗オペレーション等の事業展開に関するノウハウを活かした組織体制の強化や先進的な多店舗オペレーション手法の導入による出店の加速、グローバルネットワークを活かした海外における出店も含む事業展開の推進等の対象者の中長期的な企業価値の向上に向けられた経営施策について、一般株主の皆様にはリスクの負担が及ぶことを回避しつつ、実施していくことが、対象者の中長期的かつ持続的な企業価値の向上の達成につながるものであり、対象者として最善の選択肢であると判断できるとともに、本買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主及び本新株予約権の保有者の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主及び本新株予約権の保有者の皆様に対して直近の一定期間の平均株価に対して相当程度高いプレミアムが付与された価格により株式及び新株予約権売却の合理的な機会を提供するものであると判断し、平成23年2月2日開催の対象者の取締役会において、審議及び決議に参加した、廣瀬氏及びホー氏を除く対象者の取締役4名全員の一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主及び本新株予約権の保有者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。また、上記取締役会には全ての監査役が審議に参加し、監査役全員が、いずれも取

締役会が本公開買付けに関して上記意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の取締役であるホー氏は、ホー氏がマネージング・ディレクターを務めるH.C.B.C.がユニゾン・キャピタル・グループと共同して本取引を実施し、かつ、H.C.B.C.は、公開買付者との間で本公開買付けへの応募について合意しているため、また対象者の代表取締役社長である廣瀬氏は、公開買付者との間で本公開買付けへの応募について合意し、かつ、本公開買付け後も代表取締役として職務を遂行することが予定されているため、いずれも本取引について特別の利害関係を有すること又は特別の利害関係を有するおそれがあることに鑑みて、上記本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議を行った平成23年2月2日開催の対象者の取締役会を含む本取引に関連して開催された全ての取締役会について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の取締役の立場において公開買付者との協議・交渉には参加していないとのことです。

vi 買付け等の期間を30営業日に設定

公開買付者は、法令に定められた公開買付期間の最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けに係る公開買付期間を30営業日と設定しています。このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者の株主及び本新株予約権の保有者の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本買付価格の適正性の担保とすることを企図しています。なお、公開買付者、本ファンド及びH.C.B.C.は、対象者との間で、対象者が公開買付者の対抗者となりうる者と接触することを禁止するような合意は一切行っていません。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

- ① 対象者は、平成23年1月21日に「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

1. 平成23年3月期業績予想の修正（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益 (※)	四半期純利益 (※)	1株当たり 四半期純利益
前回発表予想(A)	11,984	670	620	354	7,035.98 円
今回修正予想(B)	11,984	1,115	1,073	605	12,003.25 円
増減額(B-A)	0	445	453	251	
増減率(%)	0.0	66.4	73.1	71.0	
(ご参考)	10,945	596	506	234	4,655.98

前期（平成 22 年 3 月期）実績					円
--------------------	--	--	--	--	---

（注）前回発表予想（A）及び今回修正予想（B）につきましては、為替差損益を加味しておりません。

（※）経常利益及び当期純利益につきましては、年度末における決算数値が今回収益予想（B）から大きく変動する可能性があります。主な要因として為替差損（営業外費用を）見込んでおり、第3四半期累計期間の為替差損は、464百万円です。

## 2. 修正の理由

対象者は、第3四半期が年間を通じて繁忙期であり、かつ売上及び利益の占める割合が高いことから、第3四半期の業績によって年度末の着地が変動する可能性があります。当該第3四半期を終了した結果、売上高につきましては、概ね前回発表通り推移しております。営業利益につきましては、エクスクルーシブ商品の販売本数の増加及び円高等による原価率の改善を受けたことが寄与し、計画を上回る予定です。経常利益及び当期純利益につきましては、為替動向による為替差損益の影響が著しい状況及び対象者の利益規模に対する割合も高いこともあって、年度末の為替差損益を予測することは困難であるため、今回修正予想にも反映しておりません。以上を踏まえ、平成23年3月期通期業績予想を修正いたします。

※上記の予想は現時点で入手可能な情報に基づいたものであり、実際の業績は今後様々な要因によって異なる結果となる可能性があります。

- ② 対象者は、平成23年1月21日に「営業外費用（為替差損）の発生に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

対象者は、商品輸入の決済に係る為替変動リスクを回避するため、長期為替予約（クーポンスワップ）の契約を行っております。当該契約の残高は、金融商品会計基準により、当第3四半期末日の為替レートによる時価評価を行い、第2四半期末日の時価評価額との差額を営業外損益に計上することとなります。

当第3四半期決算（四半期会計期間）は、為替の急激な変動により円高傾向となった結果、第2四半期末日と当第3四半期末日の為替予約時価評価の洗替えによる為替差益101百万円並びに決済等の為替差損190百万円とあわせて、為替差損88百万円となりました。

- ③ 対象者は、平成23年2月2日に「平成23年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の損益状況等は以下のとおりです。以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。なお、対象者によれば、対象者は、法第24条の4の7第1項及び令第4条の2の10第3項の規定に基づき、平成22年12月末日経過後45日以内に、第23期第3四半期（自平成22年10月1日至

平成22年12月31日)に係る四半期報告書を提出予定とのことです。

会計期間	平成23年3月期 第3四半期累計期間 (第23期)
売上高(千円)	9,334,731
売上原価(千円)	5,029,149
販売費及び一般管理費(千円)	3,358,478
営業外収益(千円)	29,351
営業外費用(千円)	523,449
四半期純利益(四半期純損失)(千円)	218,407

決算年月	平成23年3月期 第3四半期累計期間 (第23期)
1株当たり四半期純損益(円)	4,333.23
1株当たり配当額(円)	—
1株当たり純資産額(円)	96,962.05

- ④ 対象者は、平成23年2月2日に「平成23年3月期配当予想の修正及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によりますと、対象者は、平成23年2月2日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、①平成23年3月31日現在の株主名簿に記録された株主様に対する剰余金の配当(期末配当)を行わないこと、②株主優待制度を廃止することを決議したとのことです。なお、詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

以 上

株主の皆様におかれましては、本公開買付けへの応募手続についてご不明な点がございましたら、パックス株式会社の公開買付代理人である日興コーディアル証券株式会社までお問い合わせください。

日興コンタクトセンター公開買付専用ダイヤル（個人株主専用）

フリーダイヤル：0120-250-959

開設期間：平成23年2月3日（木曜日）～平成23年3月17日（木曜日）

受付時間：9：00～17：00（但し、土・日・祝日を除く）

- ※ 公開買付けのご応募には公開買付代理人である日興コーディアル証券株式会社への証券口座開設と株式のお預りが必要です。
- ※ 株式の管理を日興コーディアル証券株式会社以外の証券会社や信託銀行等の特別口座にてされている方は、株式の振替手続に日数がかかりますため、お早めのお手続をお勧めいたします。
- ※ 応募手続書類のご請求については株主ご本人様に限らせていただいております。
- ※ 日興コーディアル証券ホームページ (<http://www.nikko.co.jp/index.html>) もご参照ください（サイト内検索で「公開買付」と入力し検索ください。）。

#### 【インサイダー規制】

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第3項及び同施行令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面が公表された時刻から12時間を経過するまでは、エノテカ株式会の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分ご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

#### 【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧ください。株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

#### 【将来予測】

この情報には当社、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、当社の現時点での事業見通しに基づくものであり、実際の結果と大きく異なる場合があります。当社は、将来に関する記述として明示的又は黙示的に示された予測等が達成されること等を約束するものではありません。

#### 【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

#### 【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。